

強化指定選手規程

(目的)

第1条 本規程は、パラリンピック競技大会、世界選手権大会、ワールドカップおよび国内大会等で日本チームが最高の競技力を発揮することを目的に、強化指定選手合宿への参加および指定する国内大会への出場並びに国際大会派遣などの機会をつくり、競技力の向上を図るとともに、選手個々人が持てる最大限の力を発揮できるチームづくりを目指すことを目的とする。

(対象)

第2条 対象者は次の項目のすべてを満たす者とする。

- (1) 日本国籍を有し、日本障害者スキー連盟（以下、JPS という）会員および競技者登録をしていること。
- (2) 健康上の問題がなく、競技を行なう上で心身ともに適した状態であること。
- (3) WPAS、WPNS、WPSB のクラシフィケーションに該当する障害があること。
若しくは、知的障害があり療育手帳等の手帳を所持している者。
- (4) WPAS、WPNS、WPSB または VIRTUS への競技者登録をしている、または登録の意思があり、国際競技大会で好成績を取りたい意志がある者。
- (5) トップアスリートとして、自らを律し、日本の代表となり得る礼儀と規律を重んじる者。
- (6) 年度における各チームで定められた選考基準を満たしている者。

(強化指定選手の決定)

第3条 強化指定選手の決定は次による。

各委員会から推薦された候補者について理事会において協議し決定する。毎年8月1日付で行い翌年7月31日まで有効とする。但し、期間中に委員会から追加推薦があった場合も理事会において決定する。

(強化指定選手の取り消し)

第4条 強化指定選手の取り消しは次による。

- (1) 強化指定選手に、医学的問題（ドーピング問題を含む）やクラス変更が生じた場合は、理事会において指定を取り消すことができる。
- (2) 強化指定選手が、第5条に規定する強化指定選手の遵守事項を守らなかった場合は、理事会において指定を取り消すことができる。
- (3) 代表選手および強化指定選手行動規範に定めた引退届が JPS に提出された場合は、理事会において指定を取り消すことができる。
- (4) 上記以外の事由により、選手活動の維持が困難であると JPS が判断した場合は、理事会において指定を取り消すことができる。

(強化指定選手の遵守事項)

第5条 強化指定選手は下記のことを遵守しなければならない。遵守出来ない場合は、書面にてその理由を申し出て理事会の了解を得なければならない。

- (1) 指定された強化合宿への参加
- (2) 指定された国内及び国際大会への参加
- (3) 指定された JPS 主催行事等への参加協力
- (4) JPS が派遣する国際大会及び強化合宿、各種行事で撮影された肖像権の JPS 広報活動およびマーケティング活動への使用の同意
- (5) 競技活動を支援する所属企業（雇用関係を含む）、個人スポンサー等との契約状況の報告
- (6) 練習状況の報告
- (7) 健康等医学的状況変化の報告
- (8) アンチ・ドーピングに関する規程を励行
- (9) IPC・VIRTUS・JPC 等の規則を励行
- (10) JPS 行動規範を励行
- (11) JPS 強化指定選手誓約書内容の熟知と署名・押印
- (12) 営利を目的とする企業・団体の広告活動を行う場合の JPS への報告並びに承認
- (13) マスメディアに出演し、又はその取材を受ける場合には、事前に当該マスメディアから JPS に対して依頼書を提出させ承認を得ること
- (14) ブログ、ツイッター、フェイスブックその他のソーシャルメディアを利用する時は、以下に定める行為をしないこと
 - ① JPS 又は第三者に不利益、損害、迷惑を与える行為又はその恐れがある行為
 - ② 本人の承諾なく個人情報（画像を含む）を掲載するなど第三者のプライバシーを侵害する行為
 - ③ JPS 又は第三者を誹謗中傷する行為
 - ④ 有害、わいせつ、暴力的な表現その他第三者が不快と感じる恐れのある表現による掲載
- (15) 第三者とスポーツマネジメント契約を締結した時は、速やかに JPS に対してスポーツマネジメント会社の名称及び担当者の氏名その他 JPS が強化指定選手の管理上必要とする事項を報告すること。また、強化指定選手は、スポーツマネジメント会社との契約条項よりも JPS の規程を優先して遵守すること

(費用負担)

第6条 費用負担は次の通りとする。

合宿や競技会参加に要する費用は原則選手の自己負担とする。但し、助成金や寄付金により負担が軽減されることがある

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則 この規程は、平成 28 年 8 月 1 日より施行する。

附 則 この規程は、平成 30 年 10 月 28 日より改定する。

附 則 この規程は、令和 1 年 10 月 14 日より改定する。

附 則 この規程は、令和 2 年 10 月 10 日より改定する。